

# 生徒指導規程 東広島市立志和小学校

## 第1章 総則

(目的)

### 第1条

この規定は、志和小学校の学校教育目標を達成するためのものであり、児童全員が十分学習でき、心豊かに落ち着いて学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第2章 学校生活に関すること

(登下校時)

### 第2条

- (1) 登校班を編成し、登校班で決められた通学路を通る。
- (2) 朝は、7時40分から7時50分までの間に登校する。
- (3) 登校後は、教員の許可なく校外に出ない。
- (4) 下校は、同じ時刻に終業した学年が登校班を基準とした集団で行う。
- (5) 欠席や遅刻を申し出る場合は、東広島ポータルサイトを通じ、連絡する。(又は、保護者が確実に連絡をする。)
- (6) 予め早退することが分かっている場合は、その旨を連絡帳などに記入し、登校後に教職員、班員に申し出る。
- (7) 班長は、乗車前に、班員の人数を把握し、乗車・降車時に運転手に人数を報告する。但し、班長が乗車していない場合は、別の代表者が報告する。

(服装・持ち物)

### 第3条

- (1) 校内では基準服を着用する。基準服は紺色の上着、白ポロシャツ、半ズボン、つりスカートとする。肌着は、白でシャツに透けないものとする。気候に合わせて、黒または紺色のベスト・セーター・カーディガンを上着の下に着用す

ることができる。夏の基準服は、白ポロシャツとし、半ズボン、つりスカートとする。

冬季は、体調に応じ、黒・紺色を基調としたジャージ(下)を着用してもよい。

- (2) 名札は胸につけ、常に見えるようにしておく。上着を脱ぐ場合は、シャツに付け替える。
- (3) 登下校の際にはスクール用の黄色い帽子を着帽する。
- (4) 靴は白色、靴下は白・黒・紺のいずれかとする。
- (5) 髪は、小学生らしく学習・スポーツする上でふさわしい髪形とし、清潔であるものとする。前髪は目にかからないようにする。肩に髪がかかる場合は、ゴムで結ぶ。ゴム・ピンをつける場合は黒・茶で飾りのないものをつける。毛染め、脱色、パーマはしない。
- (6) 持ち物には、すべて記名する。
- (7) 学習に必要なものは持ってこない。
- (8) 携帯電話などの通信機器の学校内への持ち込みは原則禁止する。
- (9) くしは、華美でないもの、日焼け止め、ハンドクリーム、リップクリーム等は全て無着色・無香料のものとし、担任へ申告を行い、使用する。

(学習・生活)

### 第4条

- (1) 学校では、シャープペンシル等ではなく、鉛筆を使う。
- (2) 上靴と体育館シューズは、規定のものを使用する。
- (3) 上靴で歩くところと、運動靴で歩くところを守る。
- (4) 廊下や階段は、右側を歩く。
- (5) ボール遊びは、運動場でする。
- (6) 雨の日は、室内で安全に気を付けて過

- ごす。
- (7) 特別教室、体育館へは、無言で並んで移動する。

### 第3章 校外生活に関すること

(放課後・遊び)

#### 第5条

- (1) 前期(秋休みを含む)は午後6時、後期(春休みを含む)は午後5時までに家に帰る。
- (2) 学校にお菓子を持ってきて食べない。飲み物は水筒で持参する。
- (3) 火遊びをしない。
- (4) 児童だけで校区外に出ない。
- (5) 保護者の許可なく、児童だけでお店には行かない。
- (6) 児童同士の物の交換・譲渡, お金の貸し借り・譲渡はしない。
- (7) 自転車は、4年生以上が安全点検を行い保護者の許可を得て乗る。1～3年生は保護者の監督のもと家の周りの安全なところで乗る。また, 安全確保のため, 乗車の際は, ヘルメットを着用する。

### 第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導を実施するにあって)

#### 第6条

児童が上記のきまり(第2章及び第3章)を守れなかった場合等, 状況に応じて日々の教育活動(授業)とは異なる「特別な指導」を行う。特別な指導は, 児童が自ら起こした問題行動を反省させ, より良い学校生活を送り, 人格の形成を行うものである。

- (1) 特別な指導を行うねらいや指導計画

を明確にし, 児童とその保護者, 教職員に伝える。

- (2) 学校体制として取り組み, 事実の確認・反省・具体的な約束を持たせる。なお, 児童の発達段階を考慮する。

### 附則

- ・この生徒指導規程は, 令和4年4月1日より施行する。
- ・この規定は, 令和6年4月1日一部改正する。  
この規定は, 令和6年5月1日から施行する。